

証券コード 147A
2024年6月10日
(電子提供措置の開始日 2024年6月4日)

株主各位

東京都港区元赤坂一丁目5番12号住友不動産元赤坂ビル9階
(本店所在地：東京都世田谷区玉川四丁目5番6号尾嶋ビル3階)

株式会社 ソラコム

代表取締役社長 玉川 憲

第11期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第11期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第11期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://soracom.com/ja/ir>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記ウェブサイトアクセスして、当社名（ソラコム）又は証券コード（147A）を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年6月25日（火曜日）午後6時まで議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、4頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

[書面による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようにご返送ください。

敬具

記

1. 日 時： 2024年6月26日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所： 東京都港区高輪四丁目10番30号 品川プリンスホテル
メインタワー30階「ダイヤモンド30」
（末尾に株主総会会場ご案内図を記載しております。）

3. 目的事項

【報告事項】

1. 第11期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第11期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

【決議事項】

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 監査等委員でない取締役4名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役の報酬額改定の件

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2024年6月26日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2024年6月25日（火曜日）
午後6時00分到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2024年6月25日（火曜日）
午後6時00分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX 個

〇〇〇〇 御中

××××年 ×月××日

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・3・4号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書はイメージです。

書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

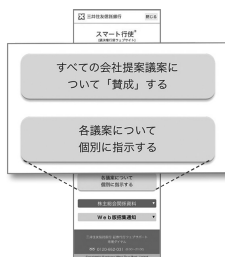
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

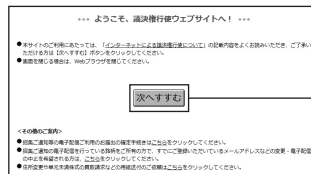
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使
ウェブサイト

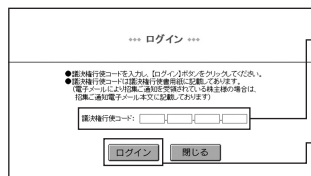
<https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」を
クリック

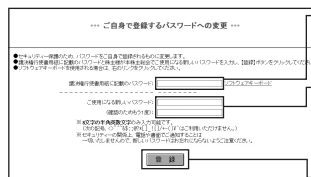
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」
を入力

「ログイン」を
クリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」
を入力

実際にご使用になる
新しいパスワードを
設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）
（受付時間 9：00～21：00）

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由 2021年6月16日付で施行された「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」により、新たに「場所の定めのない株主総会」（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）の開催が認められたことに伴い、定款第11条第3項を追加するものであります。バーチャルオンリー株主総会は、遠隔地の株主様など多くの株主様が出席しやすくなることで、株主総会の活性化・効率化・円滑化につながり、また、新型コロナウイルス感染症等の感染症拡大防止にも資すると考えております。なお、定款第11条第3項の効力は、本定時株主総会での決議に加え、当社による場所の定めのない株主総会が、株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件として、当該確認を受けた日をもって生じるものとします。

2. 変更の内容 変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第11条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。</p> <p>2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集する。取締役社長に事故もしくは支障があるときは、あらかじめ取締役会が定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</p> <p>(新設)</p>	<p>第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第11条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。</p> <p>2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集する。取締役社長に事故もしくは支障があるときは、あらかじめ取締役会が定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</p> <p><u>3 当会社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p>

第2号議案 監査等委員でない取締役4名選任の件

取締役（監査等委員であるものを除く。）全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員であるものを除く。）4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

取締役（監査等委員であるものを除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	再任 たまがわ けん 玉川 憲 (1976年1月10日生) 現在の役職 代表取締役社長CEO 取締役会の出席回数 13/13	2000年4月 日本IBM株式会社入社 2010年9月 アマゾンデータサービスジャパン株式会社入社 2014年11月 株式会社ヴィコネット(現当社) 設立。代表取締役社長就任(現任) 取締役候補者とした理由 玉川憲氏は2014年の当社設立以来、代表取締役社長CEOとして当社グループ全体の経営の指揮を執り、グローバルIoTプラットフォーム「SORACOM」の世界展開をはじめ、当社グループ全体の企業価値の向上に貢献しております。今後も、同氏が持つ創業者としての理念と強力なリーダーシップにより、当社グループ全体の更なる成長と企業価値の向上に貢献が期待できると判断し、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものです。 重要な兼職の状況 Soracom Global, Inc. Director	所有する当社の株式数 2,880,000株 保有する当社の新株予約権の目的となる株式の数 462,000株
2	再任 やすかわ けんた 安川 健太 (1980年8月11日生) 現在の役職 常務取締役CTO 取締役会の出席回数 13/13	2008年4月 エリクソン・ジャパン株式会社入社 2012年6月 アマゾンデータサービスジャパン株式会社入社 2015年2月 当社取締役就任 2017年8月 当社常務取締役就任(現任) 取締役候補者とした理由 安川健太氏は、当社創業メンバーの一人であり、当社の常務取締役CTOとして長年に亘り当社の経営を牽引しております。テクノロジーの民主化を掲げ、イノベーションの加速を進めている当社にとって重要となるCTOとしてエンジニア部門を管掌し、業務を執行するとともに、当社の持続的成長と企業価値向上に貢献しております。今後も、同氏が持つ創業者としての理念と強力なリーダーシップにより、当社グループ全体の更なる成長と企業価値の向上に貢献が期待できると判断し、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものです。 重要な兼職の状況 Soracom Global, Inc. CEO	所有する当社の株式数 1,680,000株 保有する当社の新株予約権の目的となる株式の数 606,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3	再任 いがらし ともこ 五十嵐 知子 (1963年6月30日生) 現在の役職 取締役CFO 取締役会の出席回数 13/13	1986年4月 国際電信電話株式会社(現KDDI株式会社)入社 2017年8月 当社取締役就任(現任) 2021年10月 当社に転籍 取締役候補者とした理由 五十嵐知子氏は2017年の当社取締役就任以来、財務・経理部門、総務企画、統制整備により当社グループ全体の企業価値の向上に貢献しております。今後も、同氏が持つ専門性により、当社グループ全体の更なる成長と企業価値の向上に貢献が期待できると判断し、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものです。 重要な兼職の状況 SORACOM CORPORATION, LTD. Director Soracom Global, Inc. Director	所有する当社の株式数 一株 保有する当社の新株予約権の目的となる株式の数 82,512株
4	再任 ふじい あきひと 藤井 彰人 (1970年10月26日生) 現在の役職 取締役 取締役会の出席回数 13/13	1993年4月 富士通株式会社入社 1997年2月 サン・マイクロシステムズ株式会社入社 2009年4月 グーグル株式会社入社 2013年4月 KDDI株式会社入社 2017年8月 当社取締役就任(現任) 2019年1月 Scrum Inc. Japan株式会社 取締役就任(現任) 2019年2月 株式会社エナリス 取締役就任 2022年4月 株式会社KDDIウェブコミュニケーションズ 取締役就任(現任) 2022年4月 アイレット株式会社 取締役就任(現任) 2022年5月 KDDI Digital Divergence Holdings 株式会社 代表取締役 社長就任(現任) 2022年7月 KDDI アジャイル開発センター株式会社 代表取締役会長就任(現任) 2023年4月 KDDI株式会社 執行役員 ソリューション事業本部 グループ戦略 本部副本部長就任(現任) 2023年4月 株式会社フライウィール 取締役就任(現任) 2024年4月 株式会社ELYZA 取締役(現任) 取締役候補者とした理由 2017年のKDDI株式会社からの出資以来、取締役としてKDDIグループとの事業シナジー創出を含め、当社グループ全体の企業価値の向上に貢献しております。今後も、同氏が持つ強力なリーダーシップにより、当社グループ全体の更なる成長と企業価値の向上に貢献が期待できると判断し、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものです。	所有する当社の株式数 一株 保有する当社の新株予約権の目的となる株式の数 一株

- (注) 1. 当社は、藤井 彰人氏との間に会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は、同氏が職務を行うにつき、善意かつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項の最低責任限度額としております。
2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、取締役候補者全員がその被保険者に含まれます。保険料は全額当社が負担することとしており、当該保険契約により被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含みます。）に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害が補填されます。本議案が承認可決され、取締役候補者が取締役に就任した場合は、その全員が引き続き当該保険契約の被保険者となります。なお、役員等賠償責任保険契約の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。
3. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はございません。

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役である岩松取締役は、本総会終結の時をもって辞任となります。岩松取締役の退任に伴い、監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
<p>新任</p> <p>ふくはら せいご 福原 成吾 (1963年10月24日生)</p> <p>現在の役職 顧問</p>	<p>1987年4月 国際電信電話株式会社(現KDDI株式会社)入社 2011年4月 KDDIフランス社長就任 2012年4月 KDDIドイツ社長就任 2014年4月 KDDIフランス会長就任 2015年4月 KDDI株式会社ソリューション事業本部ソリューション営業本部 副本部長就任 2019年4月 KDDI株式会社 理事ソリューション事業本部ソリューション 営業本部副本部長就任 2021年4月 KDDIヨーロッパ社長就任 2024年3月 KDDI株式会社退社 2024年4月 当社顧問(現任)</p> <p>取締役候補者とした理由 福原成吾氏は当社が求める通信業界への深い見識、複雑な当社事業内容への理解、豊富な海外通信会社での企業運営経験・実績を有する貴重な人材であり、当社への適切な牽制を行える人物として、同氏を取締役監査等委員として選任することにより、いっそう監査等委員会監査の機能が強化されると考えており、取締役監査等委員候補者として選任をお願いするものです。</p>	<p>所有する当社の株式数 一株</p> <p>保有する当社の新株予約権の目的となる株式の数 一株</p>

- (注) 1. 当社は、本議案が承認可決され、福原成吾氏が取締役監査等委員に就任した場合は、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく責任限度額は、同氏が職務を行うにつき、善意かつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項の最低責任限度額としております。
2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、取締役候補者はその被保険者に含まれます。保険料は全額当社が負担することとしており、当該保険契約により被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含みます。）に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害が補填されます。本議案が承認可決され、取締役候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。なお、役員等賠償責任保険契約の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。
3. 同氏と当社との間には特別の利害関係はございません。

第4号議案 監査等委員である取締役の報酬額改定の件

当社の監査等委員である取締役の報酬額は、金銭については2021年6月17日開催の第8期定時株主総会において年額3,000万円以内とご承認いただき、現在に至っております。監査等委員である取締役の金銭報酬の枠を定めて以降、当社の上場に伴う経営環境の変化に伴い、監査等委員である取締役の責務や期待される役割が増大していること、新任候補の監査等委員である取締役の常勤化等の諸般の事情を勘案し、当社の監査等委員である取締役の報酬額を、金銭については年額4,000万円以内に改定させていただきたく、ご承認をお願いするものであります。

当社は、事業報告22項記載の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、本議案は当該方針に沿うものであります。本議案をご承認いただいた場合も当該決定方針を変更することは予定しておらず、本議案の内容は相当であると判断しております。

なお、現在の監査等委員である取締役の員数は3名（うち独立社外取締役2名）であります。第3号議案が原案どおり承認可決された場合、監査等委員である取締役の員数は3名（うち独立社外取締役2名）となります。

以 上

事業報告

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2023年4月1日～2024年3月31日）におけるわが国経済は、企業の業績が回復傾向にありながらも、消費者物価の上昇がみられ内需は横ばいの状況にありました。一方、米国においては、雇用情勢が回復し、個人所得についても堅調に伸びました。欧州においては、企業景況感に改善がみられるものの賃金上昇率が高いなど不確実性を内在しています。

当社は、IoT（Internet of Things）市場において主要な事業領域を展開しています。IoT市場は新興産業の中でも特に革新的な分野であり、日本の少子高齢化や人口減少に伴う社会課題の解決に貢献することが期待されています。さらに、政府や民間によるICT（情報通信技術）の推進が加速する中、今後もIoTはますます重要な役割を担っていくと予測されています。

このような状況の下、ITサービス分野において、IoT技術は、日本の少子高齢化や人口減少に伴う社会課題の解決に貢献することが期待されています。さらに、政府や民間によるICT（情報通信技術）の推進が加速する中、今後もIoTはますます重要な役割を担っていくと予測され、当社が果たすべき役割はますます高まるものと認識しています。また、生成AIを活用する動きが各処でみられ、当社グループにおいても生成AIを活用したサービスの機能強化や研究を継続しています。

当連結会計年度の業績については、課金アカウント数（注1）やARPA（注2）が伸びたことにより、リカーリング収益（プラットフォーム利用料）による継続収入が5,382,778千円と、前期と比べ1,057,116千円（24.4%）の増加と好調に推移し、サービス開始から8年で課金アカウント数は8,000を上回り、ARPAは前期比16.9%増加の688千円となりました。また、商品販売とその他の売上からなるインクリメンタル収益についても、受託開発案件の増加もあり2,545,999千円と前年と比べ572,259千円（29.0%）増加いたしました。

当社グループは日本発のグローバルプラットフォーマーを目指しており、海外売上高の比率は、前期比2.2ポイント増加の36.4%となりました。

また、販売費及び一般管理費については、人員採用を継続的に行ったほか、当社が主催するIoTカンファレンスの開催をオフラインで実施したことや上場関連の広告宣伝費等の計上、外形標準課税の適用による租税公課の増加があったものの、売上高が堅調に推移したことから販管費率は50.3%から47.5%となりました。さらに営業外費用として、円安の影響による為替差損58,645千円、上場関連費用23,949千円を計上いたしました。売上高の伸びがこれら一時的費用を吸収する形となりました。この結果、当連結会計年度における売上高は7,928,778千円と前期と比べ1,629,375千円（25.9%）の増収、営業利益は727,336千円と前期と比べ625,959千円（617.5%）の増益、経常利益は638,408千円と前期と比べ

525,608千円 (466.0%) の増益、親会社株主に帰属する当期純利益は485,565千円と前期と比べ414,691千円 (585.1%) の増益となっております。

(注1) 課金アカウント数は、1ヶ月の間にリカーリング収益が発生した口座数をいいます。同一の顧客企業等が部署や業務別に複数の口座を有する場合があります。

(注2) Average Revenue Per Accountの略称。1アカウントあたりの平均売上金額を示す指標を意味します。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は172,382千円であり、主な内容はソフトウェアの開発等によるものであります。当連結会計年度において、重要な設備の除却、売却等はありません。

(3) 資金調達の状況

2024年3月26日をもって東京証券取引所グロース市場に上場し、公募増資による売出しに関連した第三者割当増資により、総額3,809,525千円の資金調達を行いました。なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社を割当先とする第三者割当による新株式の発行により、2024年4月24日に1,304,258千円の払込が完了しております。

(4) 対処すべき課題

IoT関連業界においては、大手通信事業者 (MNO) や各種MVNO事業者まで多数の競合企業が参入しサービスを提供しており、その競争は激しい状況にあります。

このような環境の下、当連結会計年度において、当社は日本発のグローバルプラットフォームを目指し、一段上のトップライン成長の実現に向けて①グローバル展開、②優秀な人材の採用と育成、③新サービス及び新機能の拡充、④パートナーエコシステムの拡大を推進してまいりました。特に、優秀な人材の採用については、海外子会社を含め積極的に行い、グローバルなマーケティング活動を行う礎を構築いたしました。

当連結会計年度における活動を糧としてグローバル展開を行い、市場認知の更なる向上及び国内における大口顧客の増加を対処すべき課題と認識し、事業展開してまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	2020年度 第8期	2021年度 第9期	2022年度 第10期	2023年度 第11期 (当期)
売 上 高	— 千円	5,450,617千円	6,299,403千円	7,928,778千円
営 業 利 益	— 千円	501,078千円	101,376千円	727,336千円
経 常 利 益	— 千円	465,746千円	112,799千円	638,408千円
親会社株主に帰属する当期純利益	— 千円	337,153千円	70,874千円	485,565千円
1株当たり当期純利益	— 円	8.76 円	1.84 円	12.59 円
総 資 産	— 千円	5,634,577千円	5,663,284千円	10,917,376千円
純 資 産	— 千円	3,841,035千円	3,962,089千円	8,404,441千円
1株当たり純資産額	— 円	97.26 円	99.34 円	190.76 円

(注) 1. 第9期より連結計算書類を作成しているため、第8期以前の各数値については記載していません。

2. 当社は、2022年12月30日付で株式1株につき3株の株式分割を行っております。第9期連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

2024年3月26日付で、当社が4,733,800株の公募増資を行ったこと及びKDDI株式会社が所有する当社株式のうち6,071,500株の売出しを行ったことにより同社の出資比率が65.67%から40.68%に低下いたしましたので、同社は親会社からその他の関係会社に属性が変更になりました。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
Soracom Global, Inc.	500千USD	100.00%	IoTプラットフォーム事業
SORACOM CORPORATION, LTD.	700千USD	100.00%	IoTプラットフォーム事業

(7) 主要な事業内容

IoTプラットフォーム事業

(8) 主要な営業所及び工場

名 称	所 在 地
本店	東京都世田谷区玉川四丁目5番6号尾嶋ビル3階
本社	東京都港区元赤坂一丁目5番12号住友不動産元赤坂ビル9階

(9) 従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
150 名	8名

(注) 従業員数は就業人員であります。

(10) 主要な借入先

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 153,000,000 株
(2) 発行済株式の総数 43,220,809 株
(3) 株主数 6,157 人
(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
KDDI株式会社	17,580,409株	40.68%
Wil Ventures III, L.P.	3,261,200	7.55
玉川 憲	2,880,000	6.66
船渡 大地	2,880,000	6.66
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	2,741,700	6.34
安川 健太	1,680,000	3.89
セコム株式会社	962,400	2.23
ソニーグループ株式会社	962,400	2.23
日本瓦斯株式会社	962,400	2.23
株式会社日立製作所	962,400	2.23
ソースネクスト株式会社	962,400	2.23

(5) その他株式に関する重要な事項

- ① 2024年3月26日に東京証券取引所グロース市場に上場いたしました。上場にあたり、2024年3月25日を払込期日とする公募による新株式発行を行いました。これにより発行済株式総数は4,733,800株増加しております。
- ②（後発事象）2024年4月24日を払込期日とするオーバーアロットメントによる当社株式の売出しに関連して第三者割当増資を行いました。これにより発行済株式総数は1,620,700株増加しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第7回新株予約権 (ストック・オプション)	第8回新株予約権 (ストック・オプション)
発行決議日		2020年3月13日	2020年3月13日
新株予約権の数		448,671個	293,500個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		普通株式 1,346,013株	普通株式 880,500株
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換に金銭の払い込みは要しない	新株予約権と引換に金銭の払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 1,413円 (1株当たり 471円)	新株予約権1個当たり 1,413円 (1株当たり 471円)
権利行使期間		自 2022年3月31日 至 2030年3月13日	自 2022年3月31日 至 2030年3月13日
行使の条件		(注)2	(注)2
役員 の 保 有 状 況	取締役 (監査等委員を除く)	新株予約権の数 33,960個 目的となる株式数 101,880株 保有者数 1名	新株予約権の数 293,500個 目的となる株式数 880,500株 保有者数 2名
	取締役 (監査等委員)	—	—

		第9回新株予約権 (ストック・オプション)	第20回新株予約権 (ストック・オプション)
発行決議日		2020年3月13日	2022年5月11日
新株予約権の数		170,540個	34,380個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		普通株式 511,620株	普通株式 103,140株
新株予約権の払込金額		新株予約権1個当たり 574円	新株予約権と引換に金銭の払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 1,413円 (1株当たり 471円)	新株予約権1個当たり 3,507円 (1株当たり 1,169円)
権利行使期間		自 2022年3月31日 至 2030年3月13日	自 2024年6月1日 至 2032年5月11日
行使の条件		(注)2	(注)3
役員 の保 有状 況	取締役 (監査等委員を除く)	新株予約権の数 170,540個 目的となる株式数 511,620株 保有者数 2名	新株予約権の数 27,504個 目的となる株式数 82,512株 保有者数 1名
	取締役 (監査等委員)	—	新株予約権の数 6,876個 目的となる株式数 20,628株 保有者数 1名

- (注)1. 2022年11月9日の取締役会決議により、2022年12月30日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類及び数」及び「目的となる株式数」が調整されております。
2. (1)新株予約権の割当を受けた者 (以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、執行役員、従業員又は契約社員の地位を保有していることとします。
(2)相続その他の一般承継により新株予約権を取得したものである新株予約権の行使は認めないこととします。
(3)新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとします。
(4)新株予約権者は次に定める個数を超えない範囲においてのみ本新株予約権を行使できるものとします。なお、権利行使開始日とは、新株予約権の行使期間で、本新株予約権の目的たる株式が、国内外いずれかの金融商品取引所に上場した日をいうものとします。
①権利行使開始日から1年間
割り当てられた本新株予約権の個数の25%
②上記①の期間末の翌日から1年間
割り当てられた本新株予約権の個数の50%
③上記②の期間末の翌日から1年間
割り当てられた本新株予約権の個数の75%
④上記③の期間末の翌日から1年間
割り当てられた本新株予約権の個数の100%
⑤上記④の期間末日の翌日以降
割当数の100%
(5)前各項にかかわらず、当社が当社取締役会決議によって新株予約権の権利行使を認めた場合、当該決議の内容に従って新株予約権を行使できるものとします。
(6)その他新株予約権の行使の条件については、別途当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に従います。
3. (1)新株予約権の割当を受けた者 (以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締

- 役、執行役員、従業員又は契約社員の地位を保有していることとします。
- (2) 相続その他の一般承継により新株予約権を取得したもによる新株予約権の行使は認めないこととします。
- (3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとします。
- (4) 前各項にかかわらず、当社が当社取締役会決議によって新株予約権の権利行使を認めた場合、当該決議の内容に従って新株予約権を行使できるものとします。
- (5) その他新株予約権の行使の条件については、別途当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に従います。

(2) 当事業年度中に当社使用人、子会社役員及び使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

		第23回新株予約権 (ストック・オプション)	第24回新株予約権 (ストック・オプション)
発行決議日		2023年11月9日	2023年11月9日
新株予約権の数		315,852個	101,886個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		普通株式 315,852株	普通株式 101,886株
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換に金銭の払い込みは要しない	新株予約権と引換に金銭の払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権 1個当たり 124円 (1株当たり 124円)	新株予約権 1個当たり 837円 (1株当たり 837円)
権利行使期間		自 2025年12月1日 至 2033年11月9日	自 2025年12月1日 至 2033年11月9日
行使の条件		(注) 1	(注) 1
使用人等への 交付状況	当社従業員	新株予約権の数 280,677個 目的となる株式数 280,677株 保有者数 85名	—
	子会社従業員	新株予約権の数 35,175個 目的となる株式数 35,175株 保有者数 20名	新株予約権の数 101,886個 目的となる株式数 101,886株 保有者数 23名

- (注) 1. (1) 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、執行役員、従業員又は契約社員の地位を保有していることとします。
- (2) 相続その他の一般承継により新株予約権を取得したもによる新株予約権の行使は認めないこととします。
- (3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとします。
- (4) 新株予約権者は次に定める個数を超えない範囲においてのみ本新株予約権を行使できるものとします。なお、権利行使開始日とは、新株予約権の行使期間で、本新株予約権の目的たる株式が、国内外いずれかの金融商品取引所に上場した日をいうものとします。
- ① 権利行使開始日から1年間
割り当てられた本新株予約権の個数の25%
- ② 上記①の期間末の翌日から1年間
割り当てられた本新株予約権の個数の50%
- ③ 上記②の期間末の翌日から1年間
割り当てられた本新株予約権の個数の75%

- ④上記③の期間末の翌日から1年間
割り当てられた本新株予約権の個数の100%
 - ⑤上記④の期間末日の翌日以降
割当数の100%
- (5)前各項にかかわらず、当社が当社取締役会決議によって新株予約権の権利行使を認めた場合、当該決議の内容に従って新株予約権を行使できるものとします。
- (6)その他新株予約権の行使の条件については、別途当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に従います。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
玉川 憲	代表取締役社長 CEO	Soracom Global, Inc. Director
船渡 大地	常務取締役COO	SORACOM CORPORATION, LTD. Director
安川 健太	常務取締役CTO	Soracom Global, Inc. CEO
五十嵐 知子	取締役CFO	SORACOM CORPORATION, LTD. Director Soracom Global, Inc. Director
藤井 彰人	取締役	Scrum Inc. Japan株式会社 取締役 株式会社KDDIウェブコミュニケーションズ 取締役 アイレット株式会社 取締役 KDDI Digital Divergence Holdings株式会社 代表取締役社長 KDDIアジャイル開発センター株式会社 代表取締役会長 KDDI株式会社 執行役員 ソリューション事業本部 グループ戦略本部副部長 株式会社フライウィール 取締役
入山 章栄	取締役 (監査等委員)	早稲田大学大学院 早稲田大学ビジネススクール 教授 ロート製薬株式会社 社外取締役 三櫻工業株式会社 社外取締役 株式会社セブテーニ・ホールディングス 社外取締役
伊佐山 元	取締役 (監査等委員)	World Innovation Lab General Partner & CEO 株式会社WIL 代表取締役 Intertrust Technologies Corporation 社外取締役 株式会社Blue Lab 社外取締役 みずほイノベーション・フロンティア株式会社 社外取締役 株式会社UPSIDER 社外取締役
岩松 カール	取締役 (監査等委員)	KDDI株式会社 監査本部グループ監査役室マネージャー menu株式会社 監査役

- (注) 1. 取締役 入山 章栄及び伊佐山 元は、社外取締役であります。
2. 当社は、取締役 入山 章栄及び伊佐山 元を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査等委員 入山 章栄は、グローバル経営を専門分野とする研究者としての専門的かつ豊富な経験・実績と幅広い見識を有するものであります。
4. 監査等委員 伊佐山 元は、World Innovation Lab のGeneral Partner & CEOとして、ベンチャーキャピタル事業における長期の職務経験と他の会社における役員としての豊富な経験及びそれらを通じて培われた幅広い見識を有するものであります。
5. 当社は、監査等委員会の職務を補助する使用人を配置しているため、常勤の監査等委員を選定しておりません。
6. 当社の監査等委員会の体制は次のとおりであります。
委員長 入山 章栄、委員 伊佐山 元、委員 岩松 カール

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査等委員である取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任について法令が規定する額を限度とする契約を締結することができる旨定款に定めております。

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査等委員である取締役と損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役及び監査等委員である取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。

当該保険契約の被保険者は、当社取締役であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

なお、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者の故意又は重大な過失に起因する損害等については填補の対象外としております。

(4) 当事業年度に係る取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

イ. 決定方針の決定方法

取締役会の意思決定の透明性を高めるため、取締役の個人別の報酬等の決定方針につきまして、代表取締役社長、社外取締役（監査等委員）2名で構成する指名報酬委員会に諮問し、その助言を受けて取締役会において決議しております。

ロ. 決定方針の内容の概要

当社の取締役の報酬は、株主総会で承認された総額の範囲内で支給しております。

取締役（社外役員を除く）の報酬は、基本報酬、業績連動型賞与、株式報酬で構成されます。業務執行を担当せず、経営の監督機能を担う社外取締役には、業績等により変動することのない定額の「基本報酬」を基本としますが、グローバルな観点で優秀な人材確保を目的として中長期のインセンティブ報酬として「株式報酬」の支給を可能としております。

個人別の基本報酬については、指名報酬委員会の助言を受けて取締役会決議により決定いたします。

当社の取締役報酬水準は、国内外の同業他社又は同規模の他社との比較及び当社の経

営状況などを勘案し、決定しております。また、外部専門機関による客観的な調査データを参考に、毎年、指名報酬委員会にて報酬水準の妥当性を検証しております。

基本報酬は役位別の定額を月例で支払う金銭報酬としております。

取締役（社外取締役を除く）の業績連動型賞与は、各事業年度の別途定める目標達成率に応じて算出された額を賞与として、毎年、一定の時期又は基本報酬と合算し月額均等で支給される金銭報酬としております。

取締役（社外取締役を除く）に対しては、中長期的な企業価値向上に向けたインセンティブ付与を目的として、毎年一定の時期に、株主総会において基本報酬及び業績連動型賞与と別枠で承認を得た報酬上限額の範囲内において、株式報酬を付与いたします。個別の取締役が付与する株式報酬の種類、個数は別途定めることとし、その個数は、株価、個別の取締役の役位、職責、在任年数その他業績も総合考慮して決定しております。

業務執行を担当せず、経営の監督機能を担う社外取締役に対し、中長期的な企業価値向上に向けたインセンティブ付与を目的として、毎年一定の時期に、株主総会において基本報酬とは別枠で承認を得た報酬上限額の範囲内において、株式報酬を付与いたします。個別の取締役が付与する株式報酬の種類、個数は別途定めることとし、その個数は、株価、個別の取締役の役位、職責、在任年数その他業績も総合考慮して決定いたします。

ハ、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うと取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容は、指名報酬委員会において審議しております。指名報酬委員会は、取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針と報酬等の内容を決定する具体的方法の内容（算定方法）の整合性、当該算定方法と報酬等の内容の整合性について審議を行ったうえで取締役会に助言しております。個人別の報酬等につきましては、指名報酬委員会で審議された算定方法及び報酬の内容は適切に取締役会に報告されており、取締役会も前記方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員であるものを除く。）及び監査等委員である取締役の報酬については、2021年6月17日開催の定時株主総会の決議により、それぞれの報酬総額の限度額を決定しております。金銭報酬の総額について、取締役（監査等委員であるものを除く。）については、年額150百万円以内とし、監査等委員である取締役の金銭報酬は年額30百万円以内とする旨のご承認をいただいております。当該決議をご承認いただいた時点の取締役の員数は5名、監査等委員の員数は3名であります。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

2023年3月期より、取締役会の意思決定の透明性を高めるため、取締役会の諮問機関として独立社外取締役を委員長とする任意の指名報酬委員会を設置しております。同委員会は代表取締役社長 玉川 憲、社外取締役（監査等委員） 入山 章栄及び伊佐山 元で構成しており、取締役が受ける報酬等の方針や取締役の個人別の報酬等の内容を審議のうえ、取締役会に答申することとしております。

取締役の個人別の報酬等の内容は指名報酬委員会の助言を受けて、取締役会において決議しております。

④ 取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員 を除く） （うち社外取締役）	101,220 (-)	101,220 (-)	- (-)	- (-)	4 (-)
監査等委員である 取締役 （うち社外取締役）	6,000 (6,000)	6,000 (6,000)	- (-)	- (-)	2 (2)

当事業年度末日時点の取締役（監査等委員を除く）5名、監査等委員は3名（うち社外監査役は2名）であります。取締役（監査等委員を除く）1名及び監査等委員（社外取締役を除く）1名は、無報酬であり、これらの取締役は上表から除いております。

⑤ 業績連動報酬等に関する事項

該当事項はありません。

⑥ 非金銭報酬等の内容に関する事項

該当事項はありません。

(5) 社外役員に関する事項

重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

- ・ 社外取締役 入山 章栄の兼職先と当社との間には、人的関係、資金的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。
- ・ 社外取締役 伊佐山 元がGeneral Partner & CEOを務めるWorld Innovation Labの同Ⅲ号ファンドは、当社の普通株式を3,261,200株保有しています。また、同氏が代表取締役を務める株式会社Wilと当社との特別な利害関係はありません。その他、同氏と当社との間には、人的関係、資金的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

当事業年度における主な活動状況

役職名	氏名	主な活動状況
社外取締役 (監査等委員)	入山 章栄	当事業年度に開催された取締役会13回及び監査等委員会12回の全てに出席し、大学教授としての見識に基づき、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
社外取締役 (監査等委員)	伊佐山 元	当事業年度に開催された取締役会13回及び監査等委員会12回の全てに出席し、グローバル企業経営に関する経験と知見を活かし、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。

2023年4月から2024年3月までに開催された取締役会は13回であり、上記の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が5回ありました。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	36,050千円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	37,450千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由は、会計監査人との監査契約の内容に照らして、監査計画の適切性、報酬単価の妥当性及び報酬見積りの算出根拠等を総合的に検討した結果当該報酬等の額は相当であると判断したためであります。
3. 当社の子会社であるSORACOM CORPORATION, LTD.は、当社の会計監査人以外の監査人（外国における公認会計士又は監査法人に相当する資格を有する者）による監査（会社法又は金融商品取引法に相当する外国の法令の規定によるものに限る。）を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社の会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、必要に応じて、監査等委員会は会計監査人の解任又は不再任を決定いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

監査等委員会は、上記のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、取締役会において定めた「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、内部統制システム及びリスク管理体制の整備を行っております。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (a) 当社では、取締役及び使用人が、コンプライアンス意識をもって、法令、定款、社内規程等に則った職務執行を行います。
 - (b) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、弁護士や警察等とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応します。
 - (c) 取締役会は、法令諸規則に基づく適法性及び経営判断に基づく妥当性を満たすよう、業務執行の決定と取締役の職務の監督を行います。
 - (d) 監査等委員は、法令が定める権限を行使し、取締役の職務の執行を監査します。
 - (e) 社内の通報窓口につながるホットラインを備え、相談や通報の仕組み（以下、「内部通報制度」という。）を構築します。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項
 - (a) 文書管理規程を定め、重要な会議体の議事録等、取締役の職務の執行に係る情報を含む重要文書（電磁的記録を含む。）は、当該規程等の定めるところに従い、適切に保存、管理します。
 - (b) 情報管理規程を定め、情報資産の保護・管理を行います。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (a) HQ Adminがリスク管理を主管し、リスク管理規程に基づき、リスクマネジメント活動を円滑、適正に推進します。リスクが顕著化した場合又はリスクが顕著化する恐れがある場合、リスク管理規程に基づき迅速に対応します。
 - (b) 監査等委員会及び内部監査担当者は、リスクマネジメント体制の実効性について監査します。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (a) 取締役会規則に基づき、定例の取締役会を毎月1回開催するとともに、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要な業務執行について協議・検討します。
 - (b) 取締役会規則、組織規程、業務分掌規程、決裁権限規程等に基づき、職務分掌、指揮命令系統、権限及び意思決定その他の組織体制を構築します。

- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (a) 職務権限を定めて責任と権限を明確化し、各部門における執行の体制を確立します。
 - (b) 必要となる各種の決裁制度、社内規程及びマニュアル等を備え、これを周知し、運営します。
 - (c) 個人情報管理責任者を定め、同責任者を中心とする個人情報保護体制を構築し、運営します。また、同責任者の指揮下に事務局を設け、適正な個人情報保護とその継続的な改善に努めます。
- ⑥ 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 当社及びその子会社から成る企業集団（以下、「当社グループ」という。）は、ミッション、バリューを共有し、当社グループ内の経営資源を最大限に活用し、当社グループ全体の企業価値の最大化を図るため、以下の措置を講じます。
- (a) 適正なグループ経営を推進するため関係会社管理規程を定め、子会社の自主性を尊重しつつ、重要事項の執行については同規程に従い、子会社から当社へ事前に共有させることとし、当社の関与のもと当社グループとしての適正な運営を確保します。
 - (b) 上記③の損失の危険の管理に関する事項については、グループ各社に適用させ、当社において当社グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理します。
 - (c) 当社の内部監査担当者は、グループ各社における業務が法令及び定款に適合し、かつ適切であるかについての内部監査を行い、監査結果を代表取締役へ報告するとともに、監査等委員及び会計監査人とも共有します。
- ⑦ 監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- (a) 監査等委員は、監査等委員の指揮命令に服する使用人（以下、「監査等委員の補助者」という。）を置くことを取締役会に対して求めることができます。
 - (b) 監査等委員の補助者は、監査等委員の指揮命令に従い、監査等委員会監査に必要な情報を収集します。
 - (c) 監査等委員の補助者の人事異動、人事評価及び懲戒処分については、監査等委員の事前の同意を必要とします。
 - (d) 監査等委員の補助者は、監査等委員に同行して、取締役会その他の重要会議、代表取締役や会計監査人との定期的な意見交換に参加することができます。また、必要に応じて、弁護士、公認会計士等から監査業務に関する助言を受けることができます。

- ⑧ 取締役及び使用人が監査等委員に報告するための体制
- (a) 取締役及び使用人は、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼすおそれのある事項、重要な会議体で決議された事項、内部通報制度、内部監査の状況等について、遅滞なく監査等委員に報告します。
 - (b) 取締役及び使用人は、監査等委員の求めに応じ、速やかに業務執行の状況等を報告します。
- ⑨ 子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員に報告するための体制
- (a) 子会社の取締役及び使用人は、当社監査等委員から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行います。
 - (b) 子会社の取締役及び使用人は、法令等の違反行為等、当社又は当社の子会社に重大な影響を及ぼすおそれのある事項については、これを発見次第、遅滞なく監査等委員に報告します。
 - (c) 報告した者に対しては、人事評価及び懲戒等において、通報の事実を考慮してはならず、報告した者は、自身の異動、人事評価及び懲戒等について、その理由の調査を監査等委員に依頼することができます。
- ⑩ 監査等委員の職務の遂行について生じる費用債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社は、監査等委員が通常の監査によって生ずる費用を請求した場合は速やかに処理します。通常の監査費用以外に、緊急の監査費用、専門家を利用する新たな調査費用が発生する場合においては、監査等委員は担当の役員に事前に通知するものとします。
- ⑪ その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (a) 監査等委員は、定期的に代表取締役と意見交換を行います。また、必要に応じて当社の取締役及び重要な使用人からヒアリングを行います。
 - (b) 監査等委員は、必要に応じて会計監査人と意見交換を行います。
 - (c) 監査等委員は、必要に応じて独自に弁護士及び公認会計士その他の専門家の助力を得ることができます。
 - (d) 監査等委員は、定期的に内部監査担当者との意見交換を行い、連携の強化を図ります。
- ⑫ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 内部統制システムの構築に関する基本方針を定め、財務報告に係る内部統制を整備し、運用を行います。

- ⑬ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
- (a) 反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当要求については拒絶することを基本方針とし、これを社内に周知し明文化しています。また、取引先がこれらと関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には取引を解消します。
 - (b) HQ Adminを反社会的勢力排除の責任部門と位置付け、情報の一元管理・蓄積等を行います。また、反社会的勢力による被害を未然に防止するための体制を構築するとともに、役員及び使用人が基本方針を遵守するよう教育・研修を行います。
 - (c) 反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、警察及び弁護士等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築します。
- ⑭ 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
- (a) 取締役会において定めた「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、内部統制システム及びリスク管理体制の運用を行っております。
 - (b) 定例の取締役会を毎月1回開催するとともに、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要な業務執行について協議・検討しました。
 - (c) 監査等委員会においては、決議された監査方針、監査計画に基づき、重要会議への出席、取締役（代表取締役を含む）及び使用人の職務状況インタビューによる取締役の業務執行状況を監査したほか、内部監査担当者からの内部監査報告の聴取、重要書類監査、部門及び子会社監査を行いました。
 - (d) 内部監査担当者は、監査計画に基づき、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会への出席のほか、監査等委員会との意見の交換、重要書類監査、部門及び子会社監査を行いました。
 - (e) リスクマネジメント・コンプライアンス委員会を四半期ごとに開催し、従業員からの広範なリスク提案を募り、それに対処するための取組みを実施しました。リスクに対するアプローチを、全従業員と共有し、透明性のある情報共有を行いました。
 - (f) 内部通報窓口として、HQ Admin及び監査等委員会並びに内部監査担当者への連絡窓口を設置しております。これにより、従業員等に重要な問題を報告し、適切な対応がなされる手段を確保しています。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、株主に対する利益還元と同時に、財務体質の強化及び競争力の確保を経営の重要課題として位置付けております。現時点では、当社グループは成長過程にあると考えており、内部留保の充実を図り、事業拡大と事業の効率化のための投資に充当していくこ

とが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。このことから、創業以来配当は実施しておらず、今後においても当面の間は内部留保の充実を図る方針であります。将来的には、各事業年度の経営成績を勘案しながら株主への利益還元を検討していく方針ですが、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当を実施できる旨を定款に定めており、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行なうことができます。剰余金の配当の決定機関は、取締役会であります。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	10,094,150	流 動 負 債	2,461,748
現金及び預金	7,697,244	買掛金	579,099
売掛金	1,738,045	リース債務	12,547
商品	388,012	契約負債	972,145
その他	272,684	製品保証引当金	320,149
貸倒引当金	△1,835	賞与引当金	69,950
固 定 資 産	802,654	その他	507,857
有 形 固 定 資 産	96,604	固 定 負 債	51,185
建物	39,200	リース債務	12,626
その他	57,404	資産除去債務	13,794
無 形 固 定 資 産	282,997	その他	24,765
ソフトウェア	155,953	負 債 合 計	2,512,934
ソフトウェア仮勘定	59,621	(純 資 産 の 部)	
その他	67,423	株 主 資 本	8,039,420
投資その他の資産	423,052	資本金	2,004,762
投資有価証券	198,302	資本剰余金	5,532,316
繰延税金資産	94,176	利益剰余金	502,341
その他	130,573	その他の包括利益累計額	205,500
繰 延 資 産	20,570	為替換算調整勘定	205,500
株式交付費	20,570	新 株 予 約 権	159,519
		純 資 産 合 計	8,404,441
資 産 合 計	10,917,376	負債・純資産合計	10,917,376

連結損益計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		7,928,778
売上原価		3,436,079
売上総利益		4,492,699
販売費及び一般管理費		3,765,362
営業利益		727,336
営業外収益		
受取利息	43	
その他の	3	47
営業外費用		
支払利息	6,356	
為替差損	58,645	
上場関連費用	23,949	
その他	23	88,974
経常利益		638,408
税金等調整前当期純利益		638,408
法人税、住民税及び事業税	244,489	
法人税等調整額	△91,647	152,842
当期純利益		485,565
親会社株主に帰属する当期純利益		485,565

連結株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	株 主 資 本 計
2023年4月1日残高	100,000	3,627,554	16,775	3,744,329
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行	1,904,762	1,904,762		3,809,525
親会社株主に 帰属する当期純利益			485,565	485,565
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)				
当期変動額合計	1,904,762	1,904,762	485,565	4,295,091
2024年3月31日残高	2,004,762	5,532,316	502,341	8,039,420

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	為 替 換 算 定 調 整 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
2023年4月1日残高	79,039	79,039	138,719	3,962,089
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行				3,809,525
親会社株主に 帰属する当期純利益				485,565
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	126,460	126,460	20,800	147,260
当期変動額合計	126,460	126,460	20,800	4,442,351
2024年3月31日残高	205,500	205,500	159,519	8,404,441

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

全ての子会社を連結しております。

連結子会社の数

2社

連結子会社の名称

Soracom Global, Inc.

SORACOM CORPORATION, LTD.

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

② たな卸資産

商品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

また、在外連結子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

自社利用のソフトウェアについて、社内における見込利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 ……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 ……………従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。
- ③ 製品保証引当金 ……………顧客に販売した一部デバイスの交換に伴う作業費用について、対象となるデバイスの数量、デバイス1個当たりの交換対応費用等の予測に基づき将来の発生見込み額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関するIoTプラットフォーム事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① リカーリング収益（プラットフォーム利用料）

プラットフォームサービスの提供については、顧客との間に締結した契約約款に基づいてサービスを提供することが履行義務であり、サービスを提供した時点において履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

② 商品販売

商品販売については、顧客との間に締結した契約約款に基づいて商品を提供することが履行義務であり、商品の出荷又は引渡時点において顧客に当該商品に対する支配が移転すると判断し、収益を認識しております。なお、収益認識適用指針第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品の国内の販売におい

て、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

③ 業務受託（その他）

業務受託にかかる収入は、プロフェッショナルサービスによる収入や個別の業務受託による収入であります。プロフェッショナルサービスについては、サービス提供に応じて履行義務が充足されるため、当該期間で収益を認識しております。また、個別の業務受託については、契約締結の都度、契約期間や納期を設定しており、役務提供が完了し、顧客が検収した時点で収益を認識しております。

(5)その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 繰延資産の処理方法

株式交付費

3年で均等償却しております。

② 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は、期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 繰延税金資産 94,176千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、将来減算一時差異及び税務上の繰延欠損金に係る繰延税金資産の回収可能性を判断した上で、回収可能性がないと見積られる金額を評価性引当額として控除しております。繰延税金資産の回収可能性を判断する際には、将来の課税所得に基づき、将来の税金負担額を軽減する効果を有すると考えられる範囲で繰延税金資産を計上しております。将来の課税所得の発生額は、取締役会によって承認された来年度予算を基礎としており、顧客との交渉状況を踏まえた新規受注の獲得見込み等を主要な仮定として見積っております。

ただし、当該見積りには不確実性を伴い、これに関する経営者による判断が繰延税金資産の計上額に影響を及ぼす可能性があります。

2. 製品保証引当金

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 製品保証引当金 320,149千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、顧客に販売した一部デバイスについて、将来発生する交換に伴う作業費用に備える

ため、その発生見込み額を製品保証引当金として計上しております。

将来発生するデバイスの交換に伴う作業費用は、対象となるデバイスの数量、デバイス1個当たりの交換対応費用等の予測に基づき合理的に見込まれる金額を算定しております。この見積りには不確実性が含まれており、前提条件の変化等により、実際の発生額と異なる場合があり、引当金の追加計上もしくは戻入が必要となる可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 88,687千円

(連結損益計算書に関する注記)

1. 「顧客との契約から生じる収益」は、連結注記表の(収益認識に関する注記) 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報に記載しております。
2. 販売費及び一般管理費に含まれる研究開発費 36,250千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数
普通株式 43,220,809株
2. 当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数
普通株式 4,887,630株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項
 - (1) 金融商品に対する取組方針
当社グループは、資金運用については安全性の高い短期的な預金等に限定しております。事業に必要な資金については自己資金により賄う方針ですが、短期的な運転資金が必要となる場合には、銀行借入により調達する方針であります。なお、デリバティブ取引については行わない方針であり、リスク回避のためにデリバティブ取引を行う必要が生じた場合には、規程等の整備を行ったうえで実行する方針であります。
 - (2) 金融商品の内容及びそのリスク
営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。
投資有価証券は、非上場株式であり、信用リスクに晒されております。
営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日であります。
 - (3) 金融商品に係るリスク管理体制
 - ① 信用リスクの管理
当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、取引相手ごと以期日及び残高を管理するとともに、財

務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の債権管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

投資有価証券については、定期的に発行体（取引先企業）の財政状態を把握し、また、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

当期の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表わされています。

② 市場リスクの管理

為替リスクについては、通貨別月別の為替変動を定期的にモニタリングしております。

③ 流動性リスクの管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(5) 信用リスクの集中

当期の連結決算日現在における営業債権のうち50.7%が特定の大口顧客に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 「現金及び預金」、「売掛金」及び「買掛金」の連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

また、「リース債務」については金額的重要性が乏しいことから、記載を省略しております。

(2) 市場価格のない株式等の連結貸借対照表計上額

市場価格のない株式等は、2024年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額を記載しておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は下記のとおりであります。

(単位：千円)

区分	2024年3月31日
投資有価証券（非上場株式）	198,302

(3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	7,697,244	—	—	—
売掛金	1,738,045	—	—	—
合計	9,435,289	—	—	—

(4) リース債務の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
リース債務	12,547	12,626	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

該当事項はありません。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

		IoTプラットフォーム事業
リカーリング収益 (プラットフォーム利用料)		5,382,778
インクリメンタル収益	商品販売	1,664,756
	その他	881,242
小計		2,545,999
外部顧客への売上高		7,928,778

- (注) 1. リカーリング収益はIoTプラットフォームの利用料等、サービスを継続的に提供することにより生じるものであります。
2. 商品販売は、IoTプラットフォームの利用に必要なSIMやデバイス等の販売であります。
3. その他の主なものはソフトウェア開発等の業務受託等であります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報については、「連結注記表（連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記）4. 会計方針に関する事項(4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約残高

顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度期首	当連結会計年度末
顧客との契約から生じた債権	889,727	1,738,045
契約負債	1,134,941	972,145

契約負債は、主にIoTプラットフォーム事業にかかる販売契約の支払条件に基づき顧客から受け取った前受金に関するものであり、収益の認識に伴い取り崩されます。一部の前受金については、サービス提供期間の取引価格の総額を提供開始日に受け取っており、顧客と約束した対価の額と当該サービスの通常の取引価格との差額に重要性があり、また、当該サービスを顧客に提供する時点と顧客が支払を行う時点との間の予想される期間が概ね5年と長期にわたり、関連する市場金利が相当程度高く金融要素に対する影響が大きいと考えられることから、重要な金融要素を含んでいると判断しております。重要な金融要素を含むと判断している前受金については、契約における取引開始日において顧客との間で独立した金融取引を行う場合に適用されると見積もられる割引率を用いて、当該サービスの通常の提供価格より金利相当額の影響を排除する方法により、重要な金融要素を調整し取引価格を算定しております。この調整に関する金利相当額については、サービスの提供開始日から提供終了日までの期間にわたって認識しております。当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は780,425千円であります。当連結会計年度において、契約負債残高に重要な変動はなく、過去の期間に充足した履行義務から認識した売上高はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度
1年以内	658,791
1年超2年以内	167,238
2年超3年以内	106,684
3年超4年以内	14,305
4年超5年以内	398
5年超	—
合計	947,418

(1 株当たり情報に関する注記)

- 1 株当たりの純資産額
190円76銭
- 1 株当たりの当期純利益
12円59銭

(重要な後発事象に関する注記)

当社は、2024年3月26日に東京証券取引所グロス市場に株式を上場しました。上場にあたり、2024年2月20日、2024年3月6日及び2024年3月14日開催の取締役会において、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社を割当先とする第三者割当による新株式の発行を決議し、2024年4月24日に払込が完了しました。

- | | |
|------------------|--|
| (1) 募集方法 | : 第三者割当（オーバーアロットメントによる売出し） |
| (2) 発行する株式の種類及び数 | : 普通株式 1,620,700株 |
| (3) 割当価格 | : 1株につき 804.75円 |
| (4) 割当価格の総額 | : 1,304,258,325円 |
| (5) 増加した資本金の額 | : 増加した資本金の額 652,129,163円 |
| 増加した資本準備金 | 増加した資本準備金の額 652,129,162円 |
| (6) 払込期日 | : 2024年4月24日 |
| (7) 割当先 | : みずほ証券株式会社 |
| (8) 資金の用途 | : 事業拡大のための人件費及び採用費、広告宣伝・販売促進等のマーケティング投資及びIoTプラットフォーム「SORACOM」の拡充のための開発費に充当する予定であります。 |

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	8,840,962	流 動 負 債	2,666,370
現金及び預金	7,022,101	買掛金	461,612
売掛金	1,435,559	未払金	1,068,303
商品	181,096	未払費用	23,232
前渡金	2,936	未払法人税等	72,121
前払費用	180,159	契約負債	556,277
その他	19,392	製品保証引当金	320,149
貸倒引当金	△282	賞与引当金	40,121
固 定 資 産	896,338	その他	124,552
有形固定資産	61,537	固 定 負 債	13,794
建物	39,200	資産除去債務	13,794
工具、器具及び備品	22,337	負 債 合 計	2,680,164
無形固定資産	281,991	(純 資 産 の 部)	
ソフトウェア	154,947	株 主 資 本	6,918,187
ソフトウェア仮勘定	59,621	資本金	2,004,762
その他	67,423	資本剰余金	5,532,316
投資その他の資産	552,810	資本準備金	5,532,316
投資有価証券	198,302	利益剰余金	△618,892
関係会社株式	151,241	その他利益剰余金	△618,892
繰延税金資産	92,196	繰越利益剰余金	△618,892
その他	111,069	新 株 予 約 権	159,519
繰 延 資 産	20,570	純 資 産 合 計	7,077,707
株式交付費	20,570	負 債 ・ 純 資 産 合 計	9,757,872
資 産 合 計	9,757,872		

損益計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	5,428,246
売上原価	2,694,853
売上総利益	2,733,393
販売費及び一般管理費	2,896,644
営業業損失	163,251
営業外収益	
受取利息	28
その他の	1
営業外費用	
支払利息	5,160
為替差損	36,457
上場関連費用	23,949
経常損失	228,790
税引前当期純損失	228,790
法人税、住民税及び事業税	20,320
法人税等調整額	△96,886
当期純損失	152,223

株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計
2023年4月1日残高	100,000	3,627,554	3,627,554
事業年度中の変動額			
新株の発行	1,904,762	1,904,762	1,904,762
当期純損失			
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			
事業年度中の変動額合計	1,904,762	1,904,762	1,904,762
2024年3月31日残高	2,004,762	5,532,316	5,532,316

(単位：千円)

	株 主 資 本			新株予約権	純資産合計
	利 益 剰 余 金		株 主 資 本 計		
	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 計 合			
2023年4月1日残高	△466,668	△466,668	3,260,885	138,719	3,399,605
事業年度中の変動額					
新株の発行			3,809,525		3,809,525
当期純損失	△152,223	△152,223	△152,223		△152,223
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)				20,800	20,800
事業年度中の変動額合計	△152,223	△152,223	3,657,301	20,800	3,678,101
2024年3月31日残高	△618,892	△618,892	6,918,187	159,519	7,077,707

個別注記表

重要な会計方針

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式 ……………移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等 ……………移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品 ……………先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法（ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備は定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～20年

工具、器具及び備品 3～10年

無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金 ……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金 ……………従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(3) 製品保証引当金 ……………顧客に販売した一部デバイスの交換に伴う作業費用について、対象となるデバイスの数量、デバイス1個当たりの交換対応費用等の予測に基づき将来の発生見込み額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日。以下「収益認識適用指針」という。）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

当社の顧客との契約から生じる収益に関するIoTプラットフォーム事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) リカーリング収益（プラットフォーム利用料）

プラットフォームサービスの提供については、顧客との間に締結した契約約款に基づいてサービスを提供することが履行義務であり、サービスを提供した時点において履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

(2) 商品販売

商品販売については、顧客との間に締結した契約約款に基づいて商品を提供することが履行義務であり、商品の出荷又は引渡時点において顧客に当該商品に対する支配が移転すると判断し、収益を認識しております。なお、収益認識適用指針第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品の国内の販売において、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

株式交付費

3年で均等償却しております。

(2) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 92,196千円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産の回収可能性を判断した上で、回収可能性がないと見積られる金額を評価性引当額として控除しております。繰延税金資産の回収可能性を判断する際には、将来の課税所得に基づき、将来の税金負担額を軽減する効果を有すると考えられる範囲で繰延税金資産を計上しております。将来の課税所得の発生額は、取締役会によって承認された来年度予算を基礎としており、顧客との交渉状況を踏まえた新規受注の獲得見込み等を主要な仮定として見積っております。

ただし、当該見積りには不確実性を伴い、これに関する経営者による判断が繰延税金資産の計上額に影響を及ぼす可能性があります。

製品保証引当金

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

製品保証引当金 320,149千円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、顧客に販売した一部デバイスについて、将来発生する交換に伴う作業費用に備えるため、その発生見込み額を製品保証引当金として計上しております。

将来発生するデバイスの交換に伴う作業費用は、対象となるデバイスの数量、デバイス1個当たりの交換対応費用等の予測に基づき合理的に見込まれる金額を算定しております。この見積りには不確実性が含まれており、前提条件の変化等により、実際の発生額と異なる場合があり、引当金の追加計上もしくは戻入が必要となる可能性があります。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 31,419千円

2. 関係会社に対する金銭債権債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権 401,729千円

短期金銭債務 922,566千円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 1,383,863千円

仕入高 266,612千円

販売費及び一般管理費 928,750千円

税効果会計関係に関する注記

1. 繰延税金資産の発生の主な原因

税務上の繰越欠損金、製品保証引当金の否認額、未払事業税及び賞与引当金繰入超過額等であり、評価性引当額412,193千円を控除しております。

2. 繰延税金負債の発生の主な原因

資産除去債務に対応する除去費用であります。

収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表（連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記）4. 会計方針に関する事項(4) 重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社及び法人主要株主等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主	KDDI株式会社	被所有 直接40.68%	役員の兼任 業務の受託	プラットフォームサービスの提供及び研究開発等の業務受託 (注1)	996,482	売掛金	401,729

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) プラットフォームサービスは継続取引であり、契約毎に取引条件の妥当性について検討の上、決定しております。また、業務受託のうち、研究開発等については、都度見積書を提出し、交渉の上取引しております。

2. 子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	Soracom Global, Inc.	所有 直接100.00%	役員の兼任 業務の委託	マーケティング業務の委託 (注1)	929,912	未払金	25,144
子会社	SORACOM CORPORATION, LTD.	所有 直接100.00%	役員の兼任 業務の受託	ライセンス収入(注1) 売掛金の回収代行	387,372 1,173,278	未収入金 未払金(注2)	— 863,270

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して合理的に決定しております。

(注2) 未払金残高は、当社が売掛金の回収を代行した金額から、ライセンス収入による未収入金を控除した金額であります。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額 160円07銭

1 株当たり当期純損失 3円95銭

重要な後発事象に関する注記

「連結注記表(重要な後発事象に関する注記)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月24日

株式会社ソラコム
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 太基
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 坂井 知倫
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ソラコムの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ソラコム及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

連結注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、2024年2月20日、2024年3月6日及び2024年3月14日開催の取締役会において決議したオーバーアロットメントによる株式の売出しに関する第三者割当による新株式の発行について、2024年4月24日に払込が完了している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作

成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月24日

株式会社ソラコム
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 佐藤 太基
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 坂井 知倫

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ソラコムの2023年4月1日から2024年3月31日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

個別注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、2024年2月20日、2024年3月6日及び2024年3月14日開催の取締役会において決議したオーバーアロットメントによる株式の売出しに関する第三者割当による新株式の発行について、2024年4月24日に払込が完了している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成

し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第11期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、オンライン形式の手段も活用しながら、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査基準等に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査担当者と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 後発事象

個別注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、2024年2月20日、2024年3月6日及び2024年3月14日開催の取締役会において決議したオーバーアロットメントによる株式の売出しに関する第三者割当による新株式の発行について、2024年4月24日に払込が完了しております。

当該事項は、監査等委員会の意見に影響を及ぼすものではございません。

2024年5月27日

株式会社ソラコム 監査等委員会

監査等委員 入山 章 栄

監査等委員 伊佐山 元

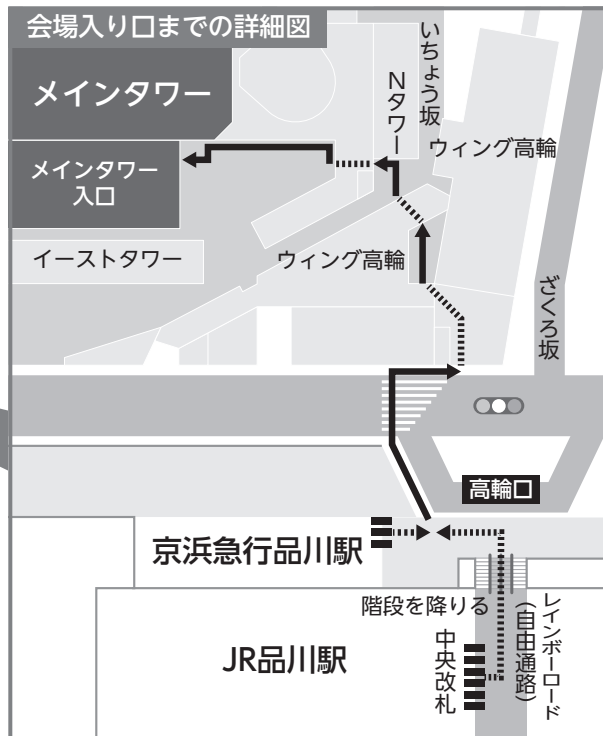
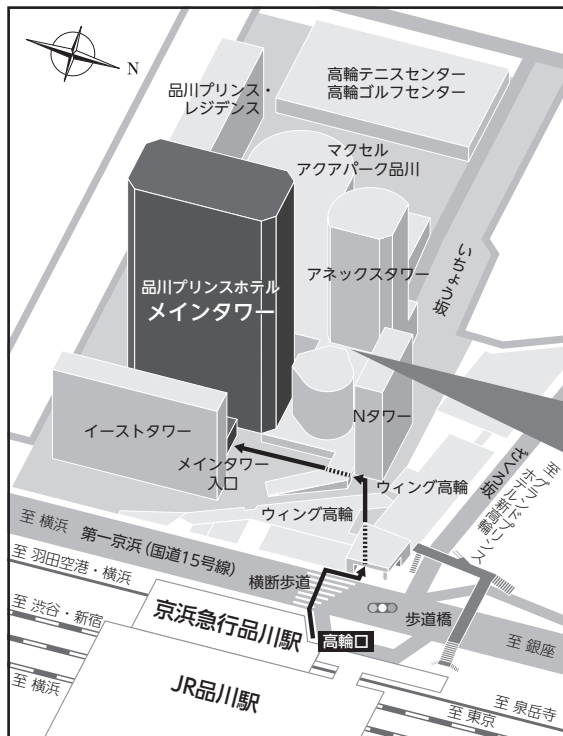
監査等委員 岩松 カール

(注) 監査等委員入山章栄及び伊佐山元は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都港区高輪四丁目10番30号
品川プリンスホテル
メインタワー30階「ダイヤモンド30」
TEL 03-3440-1111 (代表)



最寄駅 京急線品川駅高輪口徒歩3分
JR品川駅中央改札口(高輪口)徒歩3分

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。